

電子契約サービス利用規定

2026 年 3 月 1 日制定
2026 年 8 月 1 日改訂
2026 年 8 月 15 日適用

第 1 条 サービス概要

電子契約サービス（以下「本サービス」といいます）は、農林中央金庫（以下「当金庫」といいます）が定めた所定の契約書等について電子署名により契約を締結すること、および契約関連文書を電子的に管理・保管することができるサービスをいいます。本サービスは日鉄ソリューションズ株式会社が提供する FINCHUB@absonne(フィンチューブ アット アブソンス)を利用します。本サービスは、当金庫所定の利用申込書（以下「申込書」といいます）に基づき申込を完了した方（以下「利用者」といいます）が利用することができるものとします。

第 2 条 利用時間

本サービスの利用可能時間は、当金庫が定める範囲とします。なお、当金庫はこの利用時間を事前に通知することなく変更することがあります。

第 3 条 利用環境

利用者は、本サービスを利用する場合、インターネットに接続されている PC 等の当金庫所定の環境を備えた端末または当金庫所定の方法を用いて行うものとします。ただし、端末については、当金庫所定の環境が備わっていても、利用者個別の設定がなされている場合等の事情により利用ができないことがあります。なお、本サービスを利用するために必要な環境の構築および維持については利用者の責任において行うものとし、当金庫が責任を負うものではありません。

第 4 条 利用資格

- 1 本サービスの利用申込者（以下「利用申込者」といいます）は、当金庫の判断により認められた法人等とします。
- 2 当金庫は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
 - （1）利用申込時に虚偽の事項を届出したことが判明したとき
 - （2）その他、当金庫が利用を不適当と判断したとき

第5条 利用申込

- 1 利用申込者は、電子契約サービス利用規定（以下「本規定」といいます）その他関連規定の内容を承諾のうえ申込書およびユーザー登録申請書について必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
- 2 利用申込者が提出する申込書等の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて申込書等の提出を要するものとします。この場合、当金庫は既に提出された記載に不備のある申込書等を返送または廃棄等して処分することができるものとします。
- 3 利用申込者は、代表者の実印またはあらかじめ当金庫に届け出ている届出印または代理人印を申込書において押捺するものとします。
- 4 利用申込者は、前項の捺印によって作成された書面が、本サービスにかかる利用者本人の意思を表示したものとみなされるものとします。

第6条 サービス利用料

本サービス利用にかかる利用料金は当金庫所定の金額とします。なお、本サービス内容に変更が生じた場合は、利用者に通知したうえで、この利用料金を変更する場合があります。

第7条 ログインIDおよびパスワード管理

- 1 利用者は、当金庫が別途定めるユーザー権限種類について理解・同意のうえ、自己の責任でユーザー登録申請するものとします。
- 2 利用者は本サービスのユーザーにかかる登録内容の変更および削除についてユーザー登録申請書によりすみやかに届け出るものとします。登録変更および削除は、当金庫の手続きが完了した日から有効とし、手続き完了前に生じた損害について当金庫は責任を負わないものとします。
- 3 利用者は、登録済みのユーザーID およびパスワードについて、第三者に開示せず、厳重に管理し、第三者に使用させる、または貸与・譲渡する等の処分を行ってはならないものとします。
- 4 利用者は、登録済みのユーザーID およびパスワードについて、漏洩その他不正使用の恐れがある場合は、直ちに当金庫に連絡し、当金庫の指示に従うものとします。

- 5 ユーザーID およびパスワードについて、利用者の管理が不十分であったこと等に起因した損害が生じた場合、当金庫は責任を負わないものとします。

第8条 電子証明書、電子署名

- 1 本サービス利用にかかる本人確認方法は、電子証明書方式によるものとします。電子証明書方式とは、PIN コードが付与された電子証明書および本サービスのログインパスワードにより利用者ご本人であることを確認する方式をいいます。
- 2 利用者は、前項の電子証明書方式について、FINCHUB@absonne を利用して発行される電子証明書を利用することとし、電子署名を行うことに同意するものとします。
- 3 前項の電子証明書を利用して行った電子署名による意思表示は、利用者に帰属するものとします。
- 4 利用者は当金庫と日鉄ソリューションズ株式会社の間で、電子証明書の発行および管理に必要な範囲内で利用者の個人情報が相互に提供および利用されることに同意するものとします。
- 5 利用者は電子証明書の発行業務について、電子証明書取扱業務登録事業者である当金庫に委託することに同意するものとします。
- 6 利用者は電子証明書の PIN コードを自己の責任において第三者に開示せず、厳重に管理するものとし、電子証明書の PIN コードが漏洩その他不正使用の恐れがある場合は、直ちに当金庫に連絡し、当金庫の指示に従うものとします。
- 7 電子証明書は所定の有効期限を経過するとその利用を停止するものとします。
- 8 電子証明書の信頼性を損ねる何らかの事象が発覚した場合、当金庫の判断で電子証明書を失効させる場合があることに同意するものとします。
- 9 利用者は、「日鉄ソリューションズ株式会社 電子証明書発行サービス 証明書ポリシー／認証局運用ポリシー」（下記リンク）の諸条件を承諾し、許可された用途にのみ電子証明書を使用するものとします。

(<https://www.itis.nssol.nipponsteel.com/contracthub/cpcps/cpcps.pdf>)

第9条 電子契約

- 1 本サービスを利用して締結する電子契約の内容等については、原則として当金庫が利用者と事前に協議した内容に従うものとします。
- 2 本サービスを利用した取引にかかる契約は、当金庫による手続をすべて完了した時点で成立するものとします。
- 3 本サービスを利用して成立した契約について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱うものとします。
本サービスを利用して成立した契約に取消、訂正などが発生した場合は、当金庫所定の手続に従うものとします。

第10条 書面による契約締結

利用者は、本サービスが利用できない場合またはその恐れのある場合、またはやむを得ない事情がある場合には、当金庫が指定する方法（当金庫と書面を取り交わす方法を含みますが、これに限りません。）により、本サービスを利用せずに、契約締結等の各種手続を行うことに同意するものとします。

第11条 届出事項の変更

- 1 利用者の名称または商号に変更があった場合、利用者は直ちに申込書によりその内容を当金庫に届け出るものとします。
- 2 前項の届け出の前に生じた損害について、当金庫は責任を負わないものとします。

第12条 サービスの解約

- 1 本サービスは、利用者または当金庫の都合により相手方に通知したうえで解約できます。ただし、利用者の都合により解約する場合には申込書により当金庫に届け出るものとします。なお、解約の効力は、届け出後、当金庫の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手続完了までに通常必要となる期間において生じた損害については、当金庫は責任を負わないものとします。
- 2 利用者に次の各号の事由が一つでも生じた場合において当金庫が利用契約を解約できるものとします。なお、当金庫が利用者にその旨の通知を発信したときに解約の効力が発生するものとします。
 - (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき

- (2) 住所変更の届け出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由によって、当金庫において利用者の所在が不明になったとき
- (3) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
- (4) 解散、その他営業活動を休止したとき
- (5) 当金庫への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- (6) 本利用規定及び取引約定に違反したと当金庫が認めたとき
- (7) 利用者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a 暴力団
 - b 暴力団員
 - c 暴力団準構成員
 - d 暴力団関係企業
 - e 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - f その他前各号に準ずる者
- (8) 利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - a 暴力的な要求
 - b 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- (9) その他前各号に準ずる行為
- (10) 利用者・当金庫間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当金庫が認めたとき
- (11) その他、当金庫がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき

当金庫は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、利用者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、金庫はこの規定により、利用者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

- 3 本サービスが解約により終了した場合、その時点で処理が完了していない取引の依頼については、当金庫はその処理をする義務を負わないものとします。

第13条 反社会勢力の排除

利用申込者が第12条2項7号および8号のいずれかに該当する場合には、当金庫は本サービスの利用申込をお断りするものとします。

第 14 条 サービスの追加・廃止

- 1 本サービスに今後追加されるサービスについて、利用者は新たな利用申込なしに利用できるものとします。ただし、当金庫が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。
- 2 当金庫は、事前に通知することなく本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。この場合、利用者は当金庫に対して一切の異議を述べず、かつ、本サービスの廃止により生じた損害についてその賠償の請求は行わないものとし、当金庫は責任を負わないものとします。

第 15 条 サービスの休止

当金庫は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期及び内容についてメール等通知手段により利用者あて通知のうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。ただし、緊急かつやむを得ない場合に限り、当金庫は利用者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。

第 16 条 秘密保持

利用者は、公知の情報を除き、本サービスにより知り得た情報（以下「秘密情報」といいます）を第三者に漏洩および本サービスを利用する目的以外で使用してはならないものとします。秘密情報の漏洩、および目的外利用により生じた損害は利用者が負うものとします。

第 17 条 免責事項

- 1 本サービスの利用に関し、災害・事変、裁判所等公的機関の措置などのやむを得ない事由により、または当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず PC 等の障害ならびに通信手段の不通等の事由により、取扱いが遅延または不能となった場合には、そのために生じた損害について当金庫は責任を負わないものとします。
- 2 ユーザーID、ログインパスワード、電子証明書の PIN コードの盗用、その他不正使用、または第 12 条 2 項に掲げる事由により生じた利用者の損害について、当金庫は一切の責任を負わないものとします。
- 3 本サービスは、第 2 条に定める利用時間内での動作のみを保証対象としております。利用時間外における利用に起因して生じた不具合、損害等については、当金庫は一切の責任を負わないものとします。

- 4 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が求められた場合、当金庫は利用者の承諾なく、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続きに基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより利用者に損害が生じた場合でも当金庫は一切の責任を負わないものとします。
- 5 本サービスを利用したことによる利用者の損害は、当金庫に重大な過失がある場合を除き、利用者が一切の責任を負うものとします。なお、当金庫に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、通常生ずる直接の損害に限るものとします。

第 18 条 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、当金庫所定の各種関連規定により取り扱います。これらの関連規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第 19 条 規定または利用方法の変更

- 1 当金庫は、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当金庫の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本サービス内への掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2 前項の規定は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 20 条 契約期間

この契約の当初契約期間は申込日から起算して 1 年間とし、利用者または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了の日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第 21 条 海外からの利用

本サービスは、原則として、国内からの利用に限るものとします。ただし海外から利用した場合は、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。

第 22 条 業務委託の承諾

- 1 当金庫は、当金庫が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます）に業務の全部または一部を委託できるものとし、利用者は当該委託に必要な範囲で利用者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。
- 2 当金庫は、委託先に、本サービスにかかる当金庫の事務および本サービスを構成して

いる各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。

第 23 条 権利・義務の譲渡・質入れの禁止

利用者は、本規定に基づく利用者の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡、質入れその他の方法で処分することはできないものとします。

第24条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟等を必要とする場合には、当金庫本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上